

平成 30 年 10 月 2 日
株式会社日本政策金融公庫

**平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けた農林漁業者等の
皆さま向けに金利負担軽減措置の取扱いを開始**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けた農林漁業者等の皆さまを対象に、既に特別相談窓口等を設置し、ご相談を受け付けていますが、10月2日付で下表のとおり、金利負担軽減措置の取扱いを開始しました。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として引き続き迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

【金利負担軽減措置の内容】

内容	対象者
<p>「農林漁業セーフティネット資金」等の災害関連資金について、金利負担軽減措置の取扱いを開始します。</p> <p>※農業者の皆さまに対する詳細は別紙:参考 1 ※林業者の皆さまに対する詳細は別紙:参考 2 ※漁業者の皆さまに対する詳細は別紙:参考 3</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震による災害により被害を受けた農林漁業者等の方であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた方</p>

【参考1 農業者向け金利負担軽減措置内容詳細】

内容	対象資金
右記の災害関連資金について、借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農業経営基盤強化資金（安定化長期資金を除く。） ③ 経営体育成強化資金（再建整備資金及び償還円滑化資金を除く。） ④ 農林漁業施設資金 （農業を営む方又は農業を営む方の組織する法人又は畜産動物の診療の業務を行う方にご融資するものに限る。） ⑤ 農業基盤整備資金

【参考2 林業者向け金利負担軽減措置内容詳細】

内容	対象資金
右記の災害関連資金について、借入者に利子助成することで、融資当初10年間の実質無利子となります。	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金（林業関係の施設に限る。） ③ 林業基盤整備資金 （利用間伐推進資金（償還円滑化）及び伐採調整資金を除く。）

【参考3 漁業者向け金利負担軽減措置内容詳細】

内容	対象資金
右記の災害関連資金について、借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金 ③ 漁業経営改善支援資金